# 日EU経済連携協定

## 平成30年2月 在英国日本国大使館

### 日EU-EPA 【交渉妥結】

#### 1 意義

- 本協定は, <u>アベノミクスの成長戦略の重要な柱。</u>(総理施政方針演説等)
- 本協定は,<u>自由で公正なルールに基づく,21世紀の経済秩序のモデル。(国有企業,知的財産,規制協力等)</u>
- 交渉妥結は、<u>日EUが引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続ける</u>との力強いメッセージ。

#### 2 経緯

- 平成25年3月:交渉開始 ⇒ 平成29年7月:大枠合意 ⇒ 同年12月:交渉妥結
- ⇒ 早期の署名・発効に向け、引き続き作業を継続。

3 概要	
<ul> <li>(1)日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)</li> <li>□ EU側撤廃率:約99%。(注1)(注2)</li> <li>● 工業製品         <ul> <li>✓ 100%の関税撤廃を達成。</li> <li>✓ 100%の関税撤廃を達成。</li> <li>✓ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。</li> <li>✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。</li> </ul> </li> <li>● 農林水産品等         <ul> <li>✓ 牛肉,茶,水産物等の輸出重点品目を含め,ほぼ全ての 品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。</li> <li>✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸 出証明)を撤廃。自由な流通が可能。</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>(2) EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)</li> <li>□ 日本側撤廃率:約94%(注2) (農林水産品:約82%,工業品等:100%)。</li> <li>● 農林水産品</li> <li>→ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。</li> <li>✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。</li> <li>✓ 麦・乳製品の国家貿易制度,糖価調整制度,豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。</li> <li>✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。</li> <li>✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。</li> <li>✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等:即時撤廃。</li> </ul>

(注1)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際,数字が変わる可能性がある。 (注2)撤廃率は,品目数ベースで算出したもの。 日EU•EPA (協定の全体像)

#### 本協定は以下の章及び関連する附属書等から構成される(全23章)。

【ポイント】

①域内累積を可能とする原産地規則, ②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束, ③ソースコードの開示要求の禁止等, 先進的なルール,

⇒ 日本経済や企業活動に貢献

<b>第1章 総則</b> 本協定の目的, 用語の 定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し, 関税 撤廃・削減の他, 内国民 待遇等の基本的なルー ル等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用 されるための原産品の 要件,証明手続等を規 定	第4章 税関・貿易円滑 化 税関手続の透明性・予 見可能性の確保, 簡素 化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合等にお ける緊急措置(セーフ ガード)等を規定	第6章 衛生植物検疫 (SPS)措置 SPS措置に係る手続の 透明性向上,技術的協 議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的 障害(TBT) 強制規格等を導入する 際の手続の適正化,透 明性の確保等を規定	<ul> <li>第8章 サービス貿易・</li> <li>投資自由化・電子商取</li> <li>引</li> <li>サービス貿易・投資に関</li> <li>する内国民待遇等の他,</li> <li>電子商取引のルール等</li> <li>を規定(注)</li> </ul>	第9章 資本移動・支 払・移転 資本の移動等に関し、 原則自由な移動を可能 にする他、一時的な セーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基 本とし、本協定において 追加する政府調達の ルール及び適用範囲 (鉄道含む。)等を規定	第11章 反トラスト及び 企業結合 反競争的行為に対する 適切な措置,協力等を 規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や 協議,一定の類型の補 助金の禁止等を規定
第13章 国有企業 国有企業等の物品・ サービスの購入につき 商業的考慮に従うこと 等を規定	第14章 知的財産 特許権, 商標権, 意匠 権, 著作権の保護及び 権利行使の他, 農産品 及び酒類に係る地理的 表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ ガバナンス 株主の権利や取締役会 の役割等に係る基本的 要素等を規定	第16章 貿易と持続可 能な開発 貿易と持続可能な開発 に関わる環境や労働分 野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項 に関する法令等の速や かな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表,意 見提出の機会の提供等 の他,動物福祉に関す る情報交換等の協力を 規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入 の促進,安全で良質な 食品の提供等のための 協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し,情報 提供等の協力等につい て規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する 日EU間の紛争を解決 する際の手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合 同委員会の設置,その 下での特別委員会の設 置,連絡部局の指定等 を規定	第23章 最終規定	(注)投資保護と紛争解決の扱 いについては引き続き協議。